

ディアカコニア



3 1 0

巻頭説教

いつも喜んでいなさい

牧師 伊藤 瑞男

「いつも喜んでいなさい。絶えず祈りなさい。どんなことにも感謝しなさい。これこそ、キリスト・イエスにおいて、神があなたがたに臨んでおられることです。」

テサロニケの信徒への手紙一

5章16～19節

「いつも喜んでいなさい」と、パウロは、テサロニケ教会の人たちに勧めます。彼らはこの言葉を素直に受け止めることができましたでしょうか。

私たちは、この言葉を聞くとたいはいくばくかの違和感をおぼえます。なぜなら、これは、命令形だからです。喜ぶことは、命令されて、できるものだろうかと思うのです。言い換えれば、努力して喜ぶことはできるのか、できたとしてもそれは本当の喜びか、という疑問がわ

いてきます。

「いつも喜んでいる」ことは、だれにとつてもほとんど不可能ですから、「でも・・・どうしたらいつも喜んでいることができるでしょうか」とパウロに問い返すのではないでしょうか。

パウロとても、自分の意志や力でいつも喜びの状態に居続けることができるとは言っていない。彼自身、喜びとは反対の、多くの悩み、苦しみ、悲しみを受けていることを、彼の多くの手紙の中で吐露しています。パウロの言いたいことは、続く言葉によって、明らかになっていきます。

次の言葉は、「絶えず祈りなさい」です。つまり、神さまと常に対話し、その助けを祈り求めることによって、喜ぶことができるように導かれるということなのです。

更に、「どんなことにも感謝しなさい」と言います。感謝することと喜ぶことはつながっています。同じことだ、と言ってもよいのです。ただ、感謝する時には、

感謝すべき相手がはつきりしています。

感謝すべき相手は、究極的には神さまであり、主イエス・キリストです。ですから、次の18節で、「これこそ、キリスト・イエスにおいて、神があなたがたに望んでおられることです」と言うのです。

つまり、神さまは、私たちが主イエス・キリストを信じることによって、いつも喜び、常に祈り、どんなことにも感謝することができるようになることを、望んでおられるのです。また、そうなることを約束してくださっていると言つてよいでしょう。

イエス様は、山上の説教の初めにこう言われました。

「わたしのためにのしられ、迫害され、身に覚えのないことであらゆる悪口を浴びせられるとき、あなたがたは幸いである。喜びなさい。大いに喜びなさい。天には大きな報いがある。あなたがたより前の預言者たちも、同じように迫害されたのである。」(マタイ5:11-12)

私たちが最も恐れるのは自分がいわれ

なくののしられ、悪口をたたかれ、苦しめられることです。迫害を喜ぶことなどありえない、と思っています。

イエス様も迫害そのものを幸いであるとは言っておられません。迫害する者には抵抗されました。ただし、霊的にです。物理的な抵抗ではありません。それゆえに敵はイエス様を迫害するのです。そして、主は霊的に勝利されました。

迫害に耐えて、イエス様に従いきることが幸いであると言われるのです。そうすれば、迫害者にも悔い改めという霊的な恵みが与えられる可能性が出てくるのです。

イエス様がこう言われる言葉の背景には、ご自身が十字架の死という迫害を受ける心の備えがあります。十字架と復活という出来事の前提があつてこそ、弟子たちへの「喜びなさい。大いに喜びなさい」という言葉が出てきたのではないでしょううか。

事実、イエス様はどんなときにも究極の喜びを内に持つておられます。ご自身が喜ぶことができるからこそ、人に「喜

べ」と言えるのではないでしょううか。

パウロは、このイエス様の言葉通りの体験を全身全霊に刻みこまれた人です。なぜなら、パウロは、教会の人々を激しく迫害しましたが、それはイエス様ご自身に対する迫害であることを、イエス様はパウロに告げました。「なぜ、わたしを迫害するのか」(使徒言行録9:4)と、厳しく咎めつつ、悔い改めを迫られました。三日間目が見えなくなるといふ裁きを受けて、暗黒の死を経験しました。同時にこの声の主は復活されたイエスであることを知らされたのです。

このお言葉によって、パウロは回心し、救われました。それは、復活の主イエスご自身が、彼の中に宿り、彼を新しい命に甦らせたことでした。

そして、イエス様が迫害を受けられたように、彼自身も多くの迫害を受け、ローマで殉教の死を遂げることになるのです。

回心前のパウロは、喜びや祈りや感謝からは程遠い、律法主義の虜となつて、

怒りと殺意に満たされていた人でした。

そして、それから、16、17年ほど経った紀元49年ころ、彼の最初の手紙とされている、このテサロニケ教会への手紙一で「いつも喜んでいなさい」と書くことができるまでに導かれたのです。

大切なことは、このパウロに与えられた恵みの体験は、パウロだけのものではなく、初代教会の使徒たち、伝道者たち全てに与えられた恵みだったということです。この恵みを現代の私たちも受け継いでいるのです。

私は今年87歳になります。だれもこの年令になると、友人が次々と亡くなり、周りの人々との距離が広がり、孤独になりがちになります。

その中で、最も慰めと励ましに満ちた聖書のみ言葉は、このパウロの「いつも喜んでいなさい」になるのではないでしょううか。喜ぶことは、わたしたちが最も切望している命だからです。

女性支援新法「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行!!

全婦連会長・いずみ寮施設長

横田千代子

一歩を踏み出して

2024年4月1日。緊張した空気の中、静かにその日がやってきました。女性支援新法「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されたのです。

法律は2022年5月19日に制定。基本方針、基本計画が検討され、施行までは「2年先…」と思っていましたが、駆け足で当日を迎えました。この間、じわじわと、「売春防止法からの脱却、意識を変えて…」が、つぶやきのように、施設の空気に漂っていたように思います。

売春防止法による「婦人保護施設」が、この日から「女性自立支援施設」に名称を変えたのです。名称が変わるだけでなく、法律が変わって、全国の施設が大

きな変革の一歩を踏み出した瞬間でした。いずみ寮でも「お疲れさまでした。おめでとうございます!」と声を掛け合いそれは実に静かな、でも重みのある風景でした。やがて押し寄せて来るであろう荒波を、あらたな息吹に替えて、共に働く職員たちと言葉を交わしました。

今、振り返って

長かった68年間。私の脳裏に様々な利用者の姿が駆け巡り、熱いものが込み上げました。

1984年、売春防止法を根拠にしている施設と承知しながら、いずみ寮で働き始めました。しかし、その支援の内容は、法律には殆ど触れることなく、利用者の方々と日々の生活が中心でした。

来る日も来る日も内職作業が中心。定員40名に近い方々が、内職の製品つくりに追われていました。振り返れば、心の内にあったであろう氷の塊を溶かしてあげる時間も十分に取ることもできませんでした。

「売春」でしか生きる術のなかった多く

の女性たち、施設に辿り着き、何事もなかったようにふるまって生活していた女性たち、もつと沢山話を聞いてあげなければならなかった…。思い出すと、切ない気持ちになります。今、振り返って、施設が売春防止法から解放されたことを一番先に伝えたい方々です。

新法「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」とは

——「売春防止法」からの脱却——
【目的】

「人権が尊重され、女性が安心して、かつ自立して暮らせる社会の実現の寄与」。

ここには、売春防止法にはなかった「人権」とその「尊重」があります。「安心して」と環境に目が向けられています。人との関係を含む生活環境・居住環境への視点が提示されていると思われます。

「安心」という言葉をキーワードに環境を整備することは、特に大切です。

「自立して暮らす」には、自分らしく生きる・自らの暮らしを自らが作るなどの意味が含まれています。心の回復支援に

つながります。

「社会の実現に寄与」——私たちは施設内での支援にとどまらず、その日常を社会化することも求められています。

生活の場である施設内で、支援者は、人権の尊重を基軸に、トータルなソーシャルワークが求められています。

【定義】

「『困難な問題を抱える女性とは』性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む）をいう。」——とされています。「性的な被害」が定義の一番初めに示されました。涙が出るほど嬉しかったことです。女性を支援している中で「性的な被害」は支援の中でも中核に位置しています。施設ではその被害から回復するという機能を持つことが求められていますし、支援者はそのための専門職です。定義の中には、女性自立支援施設の特徴が明確化されたのは、画期的なことです。

「地域社会との関係性」についても売春

防止法では、考えられないことでした。

これからは地域と協力して、積極的に「困難な問題を抱えている女性」のための施策に取り組むことが求められています。

困難な問題を抱える女性たちにとって行政の窓口はなかなかハードルが高いと言われていますので、居場所の存在は大きく、特に地域での女性たちのための居場所づくりは、「つなぐ支援」その一歩だと思っています。

2024年、厚生労働省が新規事業として提示した施設への通所も、地域の福祉事務所、相談員などと連携して、女性たちの困難な課題を早期発見し、支援につなげられるであろうと思っています。

【基本理念】

① 困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題、その背景、心身の状況等に応じた最適な支援が受けられることにより、その福祉が増進されるよう、発見、相談、心身の回復のための援助、自立して生活するための援助などの多様な支援を包括的に提供する体制整備をすること

② 支援が、関係機関及び民間団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること

③ 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること

理念に示されている最適な支援とは、当事者を真ん中においた支援に終始することだと思っています。当事者のニーズ、当事者の意見、当事者の考え方など、全てにおいて当事者が中心に置かれているかの検証は最も大事にしたいと考えます。

体制整備には包括的支援が欠かせません。施設でいえば、職種を超えたチームアプローチでの支援といえましょう。また、行政・民間団体を含む多面的な支援体制の必要性もあります。

人権の擁護とは、その人がその人らしく生きる、特に女性としての尊厳を生活の中で尊重して支援に繋がっているか、日々の支援の検証も含めて意識化していくことが求められていると思います。

新法は68年間の売春防止法を見事に変革し、女性の人権を飛躍的に押し上げま

した。

三田宣言

2024年1月26日、朝日新聞主催、厚生労働省共催の女性支援全国フォーラムが三田共用会議所にて開かれ、その場で

お茶の水女子大学名誉教授戒能民江先生から、女性支援の充実に向けた宣言が

提案され、会場で採択されました。

新法に対して大きな「誓い」ができました。私たちはこの宣言をしつかりと心に留めて支援に生かし、新法を大切に育てて行きたいものです。

おわりに

「困難な問題を抱えた女性への支援に

関する法律」によって、女性支援の目的も明確にされ、対象者も限りなく広がりました。

支援に必要なのは、温かな出会い、優しい眼差し、安心した関係、信頼の構築などです。法律は大切な寄り添い人です。生きた法律を現場から実践して行きたいと願っています。

三田宣言

2024年1月26日

・女性支援新法の趣旨に則り、支援対象者の属性や課題にかかわらず、幅広く相談を受け止め、困難な問題を抱える女性が取り残されたり、制度の狭間に落ちこぼれないように、当事者主体の観点から、支援機関が責任をもって必要な支援をコーディネートすること。

・女性が自らの意志を尊重されながら、その置かれた状況に応じて、きめ細かで包括的な支援が受けられるよう、丁寧なソーシャルワークを行い、関係する行政機関と関係団体において、つなぐ支援、つながり寄り添い続ける支援を実践すること。特に、一時保護や女性自立支援施設における中長期的支援が必要な女性に関しては、その円滑な利用が促進されるよう、ニーズに合った支援を行うこと。

・行政機関と民間団体が、地域で顔の見える関係を構築し、互いの良さや強みを生かして、対等な立場で連携・協働することで、よりよい女性支援を目指すこと。

・性犯罪・性暴力等の被害者など困難な問題を抱えた女性たちや、支援者等に対して、様々な形で誹謗中傷や妨害行為が行われることにより、支援へのアクセスが妨げられ、その尊厳が損なわれたり、活動への支障等により性犯罪・性暴力等の根絶に向けた歩みが妨げられるようなことはあってはならず、すべての支援者、支援機関が一丸となって、こうした姿勢を発信すること。



かいた婦人の村建替えその後4 新しい建物が現れました

かいた婦人の村施設長

五十風 逸美

皆様、お世話になっております。

つい最近、民間の女性自立支援施設の施設長会があり、いま建替えを検討している施設から、費用の動向について伺ったのですが、定員40名の施設を建て替えるのに10億円必要であるとのことでした。60名の施設を建て替えている私たちの工事だと15億円かかることになり、それだと、到底不可能だった、本当にギリギリのタイミングでこの事業を始められたのは、神様に護られ、皆様に護られたから、と感謝の気持ちでおります。

5月の中旬に屋根が上がリ、中間検査も無事合格。その後、窓サッシなど外向部の建具を取り付け、現在は外壁と内部の建具設置、内装工事などが進められております。毎月2回施主、設計監理者、工事業者の3者会議を開いて、都度細か

い打ち合わせをしていますので、信頼関係が構築され、大変良い仕事を、お互いにさせてもらっているところです。



一方で、7月1日から既存の施設の解体が始まります。ここで生活されている方にとっては思い出深い2つの寮が取り壊されます。1棟くらい、リフォームして別の用途で使うように残したいという

気持ちもありましたが、耐震改築整備は、壊す面積も補助金の算定条件となりますので、残すことはできません。せめて記録写真などを残しておきたいと思っておりましたところ、かいたを何かと助けてくださるボランティアさんの中に、プロのカメラマンがいらして、記録写真の撮影を引き受けてくださいました。

これら、旧建物群の写真を、リニューアルされてスマホでもきれいに見られるようになった法人のホームページに掲載したいと思っています。準備が整いましたら、本誌でもお知らせいたします。

6月中旬に、厚生労働省の職員が来訪された際に、折角の機会だから中をみせてもらいましょうと、業者をお願いして、建物に入ってみました。

廊下が広く、あちこちにベンチを置いて、利用者さんが自分なりのお気に入り場所で、手芸したり読書したりできるなあと思像しました。近々、利用者さんにも見学してもらって、新しい生活のイメージを、それぞれ持つて頂けるようにしたいと思っています。

2023年度（令和5年度）決算報告

社会福祉法人 ベテスダ奉仕女母の家 (単位:円)

		勘定科目	決算(B)
事業活動による収入支	収入	保育事業収入	208,988,667
		就労支援事業収入	11,347,700
		障害福祉サービス等事業収入	23,850,056
		婦人保護事業収入	258,099,135
		借入金利息補助金収入	79,560
		経常経費寄附金収入	36,112,983
		受取利息配当金収入	3,056
		その他の収入	20,844,576
		事業活動収入計(1)	559,325,733
	支出	人件費支出	391,982,519
		事業費支出	79,847,760
		事務費支出	54,961,313
就労支援事業支出		10,505,210	
日中作業支出		2,588,198	
支払利息支出		591,392	
その他の支出		9,389,072	
事業活動支出計(2)	549,865,464		
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		9,460,269	
施設整備等による収入支	収入	施設整備等補助金収入	23,065,000
		施設整備等寄附金収入	79,911,682
		設備資金借入金収入	200,000,000
		施設整備等収入計(4)	302,976,682
	支出	設備資金借入金元金償還支出	1,644,000
		固定資産取得支出	13,629,737
		固定資産除却・廃棄支出	110,000
施設整備等支出計(5)	15,383,737		
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		287,592,945	
その他の活動による収入支	収入	積立資産取崩収入	12,302,131
		その他の活動による収入	141,296
		その他の活動収入計(7)	12,443,427
	支出	役員等長期借入金元金償還支出	
		投資有価証券取得支出	3,000
		積立資産支出	37,058,941
		その他の活動支出計(8)	37,061,941
		その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△ 24,618,514
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		272,434,700	
前期末支払資金残高(12)		164,805,441	
当期末支払資金残高(11)+(12)		437,240,141	

理事会・評議員会報告

★第254回理事会 24年3月25日

於法人本部（テレビ会議と併用）

【報告】

第1号 かいた婦人の村

第2号 評議員選任・解任委員会の件

【審議】

第1号 2023年度第3次補正予算の件

第2号 2024年度事業計画案の件

第3号 2024年度予算案の件

第4号 いずみ寮給与規定並びに非常勤

職員就業規則改訂の件

第5号 茂呂塾保育園宿舍借上げ補助規

程改正の件

理事・監事全員の賛成で原案通り議決

★第255回理事会 24年4月22日

決議の省略による議決

【審議】

第1号 かいた婦人の村耐震改築の5棟

解体撤去工事・アスベスト撤去工事契約

の件

★第256回理事会 24年6月7日

【報告】

第1号 業務執行理事報告の件

【審議】

第1号 2023年度事業報告・決算報告
並びに監査報告の件

第2号 かいた婦人の村基本財産除却の

件

第3号 定款変更の件

第4号 経理規定変更の件

第5号 かいた婦人の村納骨堂の構造

（室数）変更並びに規約変更の件

第6号 第19回定時評議員会開催の件

第7号 役員賠償保険加入の件

理事・監事全員の賛成で原案通り議決

★第19回定時評議員会24年6月29日

於法人本部

【報告】

第1号 2023年度事業報告書承認の件

第2号 その他

【審議】

第1号 2023年度決算報告書承認の件

第2号 2024年度財産目録承認の件

第3号 かいた婦人の村基本財産除去の

件

第4号 定款変更の件

第5号 その他

評議員全員の賛成で原案通り議決

編集後記

主の大きな御名を讃美いたします。
多くの方々からお寄せいただきました
「かいた婦人の村施設建替え寄付並びに
イースター賛助金・臨時寄附」の一つひ
とつに皆様のお祈りとお励ましを感じ、
法人関係者は力づけられております。
幸い、建替え工事は順調に進んでおり
ますので11月の竣工を次号でご報告でき
るのではないかと思います。感謝して。

2024年7月15日発行（年3回）

発行人 大沼昭彦

編集人 村田英彦

印刷所 (株)印刷センター

発行所

〒178-0061

東京都練馬区大泉学園町7-17-30

社会福祉法人ベテスタ奉仕女母の家

電話 03-3924-2238

<https://www.bethesda-dmh.org/>

振替口座 00190-2-138164